

令和 2 年度 第 1 回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

令和2年度第1回理事会議事録

理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年6月2日

理事会の決議ならびに報告があったものとみなされた事項の提案者

理事長 阪上 昭次

議事録の作成に関わる職務を行った理事

常務理事 林 秀和

理事総数 7名

監事総数 2名

【理事会の決議の目的である事項】

報告第1号 令和元年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について

報告第2号 予備費の使用について

議案第1号 令和元年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について

議案第2号 令和元年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について

議案第3号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款の一部を変更する定款の制定について

議案第4号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について

議案第7号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の招集について

議案第8号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について

令和2年5月25日から6月2日までの間、理事長 阪上 昭次が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記内容の提案書を発し、令和2年6月2日付で当該提案につき理事の全員から同意の意思表示、監事の全員から異議がないとの意思表示を得たので、定款第32条第2項に基づく理事会の決議の省略方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に関わる職務を行った理事は次に記名押印する。

令和2年6月2日

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

理 事 長 阪 上 昭 次 ⑨

常 務 理 事 林 秀 和 ⑨